

山梨県広報誌「ふれあい」の制作・編集業務委託 「企画コンペ」公告 企画提案要項

次のとおり公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（企画コンペ）を実施します。

※山梨県知事政策局広聴広報グループが実施する本業務は、令和6年2月山梨県定例県議会において、当該業務にかかる当初予算が否決された場合は執行しないものとします。

令和6年2月27日 山梨県知事 長崎 幸太郎

この企画提案要項は、山梨県（以下「県」という。）が実施する令和6年度山梨県広報誌「ふれあい」の制作・編集（以下「本業務」という。）の企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 目的・趣旨

山梨県広報誌「ふれあい」の制作・編集に当たっては、県民が県政への関心を持ち、県政を身近なものに感じてもらえるよう、県政や地域の話題などを読みやすく、かつ分かりやすい表現で伝えることができ、かつ、県政や県内の地域事情に関して精通している事業者から編集内容の企画提案を募るものである。

2 業務内容

(1) 業務件名及び数量

令和6年度山梨県広報誌「ふれあい」の制作・編集業務一式

(2) 業務の仕様等

「資料1 業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 委託業務費用の上限額

金10,604,264円（消費税および地方消費税相当額を含む）以内

※ この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

※ 本企画コンペにおける採用決定は、令和6年4月1日に令和6年度予算が発効した際に効力を生ずるものとする。

※ 委託予定額の積算：@2,651,066円/回×4回=10,604,264円

3 企画提案に係る日程

- | | |
|------------------------|--------------|
| (1) 企画提案説明書の交付開始（公告日） | 令和6年2月27日（火） |
| (2) 企画提案参加資格確認申請書の提出期限 | 3月5日（火） |
| (3) 企画提案に係る質問の受付期限 | 3月5日（火） |
| (4) 企画提案書等の提出期限 | 3月18日（月） |
| (5) 審査（書面審査） | 3月28日（木） |
| (6) 審査結果通知、受託候補者特定 | 3月29日（金） |
| (7) 採用事業者の決定・委託契約締結 | 4月1日（月） |

4 参加資格

応募できるのは、次に掲げる要件を全て満たす業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立ての手続きを行っていない者（更生手続開始又は民事再生手続開始決定を受けた者を除く。）であること。
- (3) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）に規定する山梨県物品等入札参加資格者名簿に登載されている者又は契約までに名簿に登載見込みの者であること。
- (4) この公告の日以降に、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止措置要領」及び「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) 提案作品を編集・制作したスタッフが、採用後も編集・制作に当たること。
- (7) 常に県と連絡が取れ、必要な都度県庁において面談できるスタッフが配置できること。
- (8) 業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- (9) 災害等の緊急時にも、広報誌の編集・制作を優先した体制の確保ができること。
- (10) その他、県の指示に柔軟に対応できること。

5 企画提案募集等に関する事項

- (1) 担当部署 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館3階）
山梨県知事政策局広聴広報グループ メディア広報 電話：055-223-1339
メールアドレス：koucho@pref.yamanashi.lg.jp
- (2) 募集要項等の交付
広聴広報グループのホームページからダウンロードすること
<http://www.pref.yamanashi.jp/koucho/2024fureaicompe.html>

(3) 企画提案参加資格確認申請書の提出

① 応募を希望する者は、企画提案参加資格確認申請書（様式1）（以下「申請書」という。）を提出し、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。

② 企画提案参加資格確認申請書の提出期限及び場所

[提出期限] 令和6年3月5日（火）午後5時必着

[提出方法] 持参又は郵送

※持参での受付は、土日・祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

[提出場所] 山梨県知事政策局 広聴広報グループ メディア広報

③ 申請書には次の書類を添付して提出すること。

ア 4（3）を証した書類の写し

※物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）により申請中の場合は、「物品等競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で4（3）を証した書類の写しを速やかに提出すること。

※競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項の照会先

（所在地）〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

（機関名）山梨県出納局管理課調度担当 電話：055-223-1395

イ 誓約書（様式2）

ウ 役員名簿（様式3）

エ 実施体制表（様式4-1）

オ 受託実績整理表（様式4-2）

④ 提出期限までに県が申請書を受理できない場合は、応募を認めることはできない。

⑤ 参加資格確認結果は、全ての申請者に対して郵便により通知する。

⑥ 申請後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 企画提案に関する質問の受付

募集要項等に関する質問は、企画提案に関する質問書（様式5）により受け付ける。

① 受付期限 令和6年3月5日（火）午後5時必着

② 質問方法 電子メールで送信すること。電子メールの件名は「山梨県広報誌企画コンペ質問」とすること。

メールアドレス：koucho@pref.yamanashi.lg.jp

③ 回答方法 質問に関する回答は一覧形式で作成し、申請書の確認を受け資格を有するとされた者全員に対して電子メールにて回答する。

なお、質問への回答は令和6年3月11日（月）午後5時までにまとめて行うほか、広聴広報グループのホームページに掲載する。

<http://www.pref.yamanashi.jp/koucho/2024fureaicompe.html>

④ その他 電話や口頭での質問には応じない。なお、本企画提案に関係ない質問や、本企画提案に公平性を保てない等と判断した場合には、回答しないこともある。

(5) 企画提案書等の提出

① コンペ参加者は別添「資料2 山梨県広報誌「ふれあい」の制作・編集業務に係る企画提案作品仕様書」で定める書類（以下「企画提案書等」という。）を提出しなければならない。なお、コンペ参加者1事業者につき1提案とし、提案に係る費用の額は、2（4）に定める委託業務費用の上限額を超えないものとする。

② 企画提案書等の提出期限

〔提出期限〕 令和6年3月18日（月）午後5時必着

〔提出方法〕 持参又は郵送

※持参での受付は、土日・祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

〔提出場所〕 山梨県知事政策局 広聴広報グループ メディア広報

③ 提出期限までに提出しない者は、審査対象としないものとする。

④ 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換えまたは撤回をすることができないものとする。

(6) 企画提案の無効

参加資格の要件に該当しなくなった者の提案及び下記のいずれかに該当する提案は無効とする。

① 2（4）に定める委託業務費用の上限額を超える提案

② 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

③ その他、この企画コンペに関する条件に違反した提案

6 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 審査方法及び結果の通知

山梨県メディア広報業務委託に係る企画提案審査委員会において企画提案書等に基づく審査を行う。採否については決定後速やかに通知する。

審査は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 審査を基に山梨県が第1順位の委託候補者を決定する。

(3) 審査の結果は、各提案者に「採用」「不採用」の別を文書にて通知する。

(4) 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

(5) 非特定理由に関する事項

委託候補者として特定されなかった者は、6（3）の通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く）以内に、書面（様式不問）により自社が選定されなかった理由について説明を求めることができる。

7 審査会

次のとおり実施する。

(1) 日程

令和6年3月28日（木）の実施を予定 ※非公開とする。

8 契約に関する事項

(1) 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとする。

- (2) 契約の締結と同時に、山梨県に対し、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2各号に該当する場合は免除する。
- (3) 第1順位の委託候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。
- (4) 企画提案書等との関係
企画提案書等に記載された事項は、仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、業務の目的のために修正すべき必要がある場合には、山梨県の指示により契約締結段階において契約内容を追加、変更又は削除するものとする。

9 その他

- (1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 提出書類の取り扱い
 - ① 提案者が山梨県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。
 - ② 提出書類は、いかなる理由があっても返却しないものとする。
 - ③ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は原則として提案者が負うものとする。
 - ④ 県の都合により、採用作品のデザイン等を補正・変更する場合がある。
- (3) 提案者が本企画提案応募に要した一切の費用については、全て提案者自身が負担するものとする。
- (4) 契約を締結するまでの間、「4 参加資格」の条件を満たさない事態が発生した場合には契約を締結しないこともある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- (5) 「4 参加資格」の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、応募を認めないことがある。
- (6) 提案作品の「巻頭特集」の記事制作に当たっては、原則、県のホームページや広（公）報など既存の資料から情報を収集すること。所管課への取材を希望する場合は、広聴広報グループに連絡（TEL：055-223-1339）し、事前に了承を得てから行うこととするが、必ずしも取材が可能となるわけではないことに留意すること。取材可能となった場合でも、電話取材とするなど、担当者の業務に支障が生じないよう配慮すること。